⑷　履行期限　平成29年５月15日（予定）
（１次指定）　民間事業者公募に係る資料作成等業務の完了　平成28年６月30日(予定)
（２次指定）　業務棟、アネックス棟に係る建築設計、設備設計及び土木・造園設計の積算業務を除く全ての業務の完了　平成28年１月15日（予定）

2　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。

③　当機構の東日本地区における平成27・28年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。

④　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。(詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)

⑥　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑦　元請として受注し、平成17年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ及び業務Ⅱの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50％以上のものとする。

Ⅰ　最高高さ125ｍ以上かつ、延べ面積100,000㎡以上の複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務

Ⅱ　市街地再開発事業に係る建築設計業務（「複合用途の建築物」とは、事務所と他用途との複合建築物で床面積の50％以上が事務所であるものとする。）（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に定める事業をいう。）

⑧　上記①から⑦に定めるものの他、掲示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年７月１日付け東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、東日本都市再生本部長から虎ノ門二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　専門分野別の技術職員の状況

⑶　業務の実績

⑷　配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容

⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　技術職員の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容

⑵　業務実施計画　説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

⑶　業務実施方針及び手法　説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

⑷　評価テーマに対する技術提案の内容　説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

5　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理チーム　電話03―5323―0469　ファクシミリ03―5323―0625

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　説明書の交付を希望する場合は、配付のほか、宅配便着払いにて送付する。

①　配付の場合

交付期間　平成27年７月１日から平成27年９月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

交付場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部設計企画チーム　電話03―5323―0765　ファクシミリ03―5323―0989

②　宅配便着払いにて送付の場合　申込書をＦＡＸにて下記の期間に送付し、申し込むこと。(書式については、独立行政法人都市再生機構ホームページに掲載されている掲示文を参照)（送料は交付申込者の負担とする。）

事業企画部設計企画チームにてＦＡＸ受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」(以下「コピーセンター」という。)に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で説明書販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、説明書が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても説明書が到着しない場合は、事業企画部設計企画チームに電話にて確認すること。

交付期間　平成27年７月１日から平成27年９月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

申込先　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者
株式会社ブルーホップ

送信先　ＦＡＸ03―5323―0989（注　この番号は、設計企画チームのＦＡＸ番号）

問合先　上記⑵①に同じ。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限　平成27年７月17日（金）午後４時まで

提出場所　上記⑵①に同じ。

提出方法　あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限　平成27年９月24日（木）午後４時まで

提出場所　上記⑵①に同じ。

提出方法　上記⑶に同じ。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑸　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。